

学校感染症一覧および提出書類について

	感染症名	登校できない期間の基準	提出書類
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで	【A】
第二種	インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで	【B】
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	【A】
	麻疹(はしか)	解熱後 3 日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫れが発現後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで	
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで	
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失後 2 日を経過するまで	
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
	その他の感染症 〔溶連菌感染症、感染性胃腸炎、ヘルパンギーナ、手足口病、マイコプラズマ感染症、他〕	条件や症状により学校医・医師が指示するまで	【B】

※提出書類 【A】 治癒証明書・・・医師に記入していただき、学校へ提出してください。

【B】 登校連絡票・・・保護者様が記入し、学校へ提出してください。